

日韓会談文書開示請求第3次
訴訟控訴審 第3回口頭弁論

小野啓一証人

(外務省北東アジア課長)

証人尋問

【日時】 2014年3月13日(木)

午後1時30分～4時(手続き含め4時半まで)

【法廷】 東京高裁809号法廷

主尋問(控訴人国側): 60分

反対尋問(被控訴人原告側): 90分

裁判終了後、弁護士会館1002号室で総括集会を開催します。ぜひ、最後までご参加ください。

日韓会談文書・全面公開を求める会

160-0004 東京都新宿区四谷3-3 エスパスコンセール4F

J&K法律事務所気付 TEL: 090-9204-7607 FAX: 03-5241-9906

E-mail: nikkanbunsho2012@yahoo.co.jp

HP <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>

証人尋問のここに注目！

小野啓一北東アジア課長は控訴人国側が申請した証人です。北東アジア課は、「外務省において、最も情報公開請求関連事務の多い課の一つであり、韓国及び北朝鮮に関する文書の管理・情報公開請求への対応を日々行っています。本訴訟の対象である日韓国交正常化交渉に関する文書の精査・公開に関する事務にも携わってきました」（陳述書）ということです。

2012年10月11日の東京地裁判決を受けて、昨年3月4月に大量の開示決定がなされましたが、さらに11月26日に変更決定がなされました。3月4月の開示決定があいまい、かつ恣意的な基準で行われたのではないかという疑念を呼び起こさざるをえません。

外務省は「情報公開審査基準」を設け、ホームページでも公表していますが、尋問では外務省が外交文書公開をどのように審査しているのか明らかにされると思います。

外務省情報公開審査基準より

不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

「おそれ」

「おそれ」の有無についての判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

第三号（公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ）に定める不開示情報に該当する可能性の高い情報の例又は類型例

第三号に係る情報の開示／不開示に係る決定は、特定時点の状況に応じ変わり得るものであり、外形的な類型などを指定する等により、不開示とすべき情報を予め網羅的に列挙しておくことは適当でない。